

定額減税しきれなかった方に対する 給付金（不足額給付）のご案内

令和7年度いたばし生活支援臨時給付金（不足額給付）

支給対象者

令和7年1月1日時点で板橋区に住民登録がある方などのうち、令和6年度に実施した、定額減税しきれないと見込まれる方への給付金（調整給付）に不足が生じた方などで、以下の「不足額給付1」または「不足額給付2」に該当する方

支給対象者と思われる方には区から書類を順次郵送します

不足額給付1

令和6年分所得税および定額減税の実績額が確定後、本来給付すべき給付額と、令和6年度に実施した調整給付額との間で差額が生じた方

例)

- ・令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少した方
- ・就職等により、令和6年に所得税が発生し定額減税の対象となった方
- ・海外からの入国者のうち、令和6年に所得税が発生し、定額減税に不足が生じた方
- ・こどもの出生等、扶養親族等が令和6年中に増加したことにより、定額減税に不足が生じた方など

または

不足額給付2

以下の要件をすべて満たす方

- ・令和6年分所得税および令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円
- ・税制度上、扶養親族から外れてしまう方（事業専従者、合計所得金額48万円超の方）
- ・低所得世帯向け給付金（令和5・6年度住民税非課税または均等割のみ課税世帯給付金（7万円または10万円））対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない方

お問い合わせ

いたばし生活支援臨時給付金コールセンター

☎ 03-6630-5976

聴覚に障がいがある方

FAX 03-3356-1562

受付時間 午前9時～午後5時
（土日祝日を除く）

板橋区ホームページ



板橋区 不足額給付

検索

区設掲示板
貼付承認済印

有効 7. 7. 16から

期間 7. 7. 31まで

板橋区役所
板橋区町会連合会